

議案第 1 号

瀬戸内市営駐車場条例の一部を改正することについて

瀬戸内市営駐車場条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

瀬戸内市長 黒石 健太郎

【提案理由】

JR 駅前整備事業に伴い瀬戸内市営長船駅前駐車場の名称を変更し、併せて瀬戸内市営長船駅南駐車場を設置するため。

瀬戸内市条例 号

瀬戸内市営駐車場条例の一部を改正する条例

瀬戸内市営駐車場条例(平成16年瀬戸内市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「

瀬戸内市営長船駅前駐車場	瀬戸内市長船町福岡442番地4
--------------	-----------------

」を「

瀬戸内市営長船駅北駐車場	瀬戸内市長船町福岡442番地4
瀬戸内市営長船駅南駐車場	瀬戸内市長船町福岡459番地1

」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第5条、第8条関係）

瀬戸内市営邑久駅 南駐車場	0時から24時 まで	1台につき入車後 30分まで 無料 30分を超え1時間まで 100円 1時間を超え3時間まで 200円 3時間を超え6時間まで 300円 6時間を超え12時間まで 400円 12時間を超え18時間まで 500円 18時間を超え24時間まで 600円 以後12時間までを増すごとに400円を 加算した額
瀬戸内市営邑久駅 東駐車場		
瀬戸内市営長船駅 北駐車場		
瀬戸内市営長船駅 南駐車場		

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

瀬戸内市営駐車場条例(平成16年瀬戸内市条例第23号)新旧対照表

現行			改正後		
(名称及び位置) 第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。			(名称及び位置) 第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。		
名称		位置	名称		位置
瀬戸内市営邑久駅南駐車場		瀬戸内市邑久町尾張142番地17	瀬戸内市営邑久駅南駐車場		瀬戸内市邑久町尾張142番地17
瀬戸内市営邑久駅東駐車場		瀬戸内市邑久町山田庄186番地2	瀬戸内市営邑久駅東駐車場		瀬戸内市邑久町山田庄186番地2
瀬戸内市営長船駅前駐車場		瀬戸内市長船町福岡442番地4	瀬戸内市営長船駅北駐車場		瀬戸内市長船町福岡442番地4
			瀬戸内市営長船駅南駐車場		瀬戸内市長船町福岡459番地1
別表(第5条、第8条関係)			別表(第5条、第8条関係)		
駐車場の名称	使用時間	使用料	駐車場の名称	使用時間	使用料
瀬戸内市営邑久駅南駐車場	0時から24時まで	1台につき入車後 30分まで 無料 30分を超え1時間まで 100円 1時間を超え3時間まで 200円	瀬戸内市営邑久駅南駐車場	0時から24時まで	1台につき入車後 30分まで 無料 30分を超え1時間まで 100円 1時間を超え3時間まで 200円
瀬戸内市営邑久駅東駐車場		3時間を超え6時間まで 300円 6時間を超え12時間まで 400円 12時間を超え18時間まで 500円 18時間を超え24時間まで 600円	瀬戸内市営邑久駅東駐車場		3時間を超え6時間まで 300円 6時間を超え12時間まで 400円 12時間を超え18時間まで 500円 18時間を超え24時間まで 600円

瀬戸内市営 長船駅前駐 車場		以後12時間までを増すごとに400円 を加算した額	瀬戸内市営 長船駅北駐 車場		以後12時間までを増すごとに400円 を加算した額
			瀬戸内市営 長船駅南駐 車場		

瀬戸内市規則第 号

瀬戸内市営駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸内市営駐車場条例施行規則(平成16年瀬戸内市規則第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「瀬戸内市営長船駅前駐車場」を「瀬戸内市営長船駅北駐車場」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 瀬戸内市営長船駅南駐車場を使用しようとする者は、普通自動車等を入場させるときにフラップレス式駐車場機器を用いて駐車する。

第3条第1項中「及び瀬戸内市営邑久駅東駐車場」を「、瀬戸内市営邑久駅東駐車場及び瀬戸内市営長船駅南駐車場」に改め、同条第2項中「瀬戸内市営長船駅前駐車場」を「瀬戸内市営長船駅北駐車場」に改める。

附 則

この規則は、瀬戸内市営駐車場条例の一部を改正する条例(令和8年瀬戸内市条例第●号)の施行の日から施行する。

瀬戸内市営駐車場条例施行規則(平成16年瀬戸内市規則第24号)新旧対照表

現行	改正後
(駐車の方法) 第2条 略 2 瀬戸内市営長船駅前駐車場を使用しようとする者は、普通自動車等を入場させるときに駐車券の発行を受け駐車する。 (使用料等) 第3条 瀬戸内市営邑久駅南駐車場及び瀬戸内市営邑久駅東駐車場_____の使用者は、普通自動車等を出場させるときに自動料金精算機を操作し、条例第8条第1項に規定する使用料を納付しなければならない。 2 瀬戸内市営長船駅前駐車場の使用者は、普通自動車等を出場させるときに駐車券を自動料金精算機に投入し、条例第8条第1項に規定する使用料を納付しなければならない。 3 略	(駐車の方法) 第2条 略 2 瀬戸内市営長船駅北駐車場を使用しようとする者は、普通自動車等を入場させるときに駐車券の発行を受け駐車する。 3 瀬戸内市営長船駅南駐車場を使用しようとする者は、普通自動車等を入場させるときにフラップレス式駐車場機器を用いて駐車する。 (使用料等) 第3条 瀬戸内市営邑久駅南駐車場、瀬戸内市営邑久駅東駐車場及び瀬戸内市営長船駅南駐車場の使用者は、普通自動車等を出場させるときに自動料金精算機を操作し、条例第8条第1項に規定する使用料を納付しなければならない。 2 瀬戸内市営長船駅北駐車場の使用者は、普通自動車等を出場させるときに駐車券を自動料金精算機に投入し、条例第8条第1項に規定する使用料を納付しなければならない。 3 略